

wacca lounge

利用申込書（月額会員・法人会員）

ふりがな		年齢	性別	オ
お名前				
代表者名 (法人のみ)				
利用者名 (法人のみ)				
ふりがな				
ご住所	〒			
電話番号	- -			
E-mail				
ご利用期間 (最長1年)	年 月 日 ~ 年 月 日			
オプション サービス	鍵付きロッカー（小）・鍵付きロッカー（大）・住所利用・郵便受付			

※本人確認のため、免許証等をご用意下さい。法人にあっては、登記簿の写しをご用意下さい。

裏面の利用規約を確認の上、同意し利用を申し込みます。

年 月 日 ご署名

■ご利用上のご注意

- ・オートロックシステムのため入室時、退室時には、**当方が発行するセキュリティカードが必要**です。
- ・入室時、退室時には、**扉を確実に閉めて下さい**。空いたままだと、施錠されません。
- ・トイレは、**共用トイレをご利用下さい**。
- ・貴重品等の管理は、各自で行って下さい。万一紛失しても、責任を負いかねます。
- ・室内での打合せ等は、他のお客様にご迷惑にならないようご配慮下さい。
- ・**室内は禁煙**です。喫煙する場合は、所定の場所をお願い致します。
- ・池田町役場へ利用状況を報告する義務を負っているため、池田町役場へ登録情報を報告させていただきます。
- ・当方が発行するセキュリティカードを紛失された場合、3,000円ご請求致します。
- ・他のお客様にご迷惑をおかけするような行為は禁止致します。
- ・室内での騒音や振動を発生する作業、行為は禁止致します。
- ・当方に許可無く、商行為や勧誘活動を行うことは禁止致します。
- ・禁止行為、迷惑行為を行った場合は、出入り禁止措置を取らせて頂く場合がございます。

wacca lounge

利用規約

コワーキングスペース wacca lounge 利用規約（以下、本規約）は株式会社DANNE（以下、当社）が運営するコワーキングスペース「wacca lounge」（以下、本店）の利用について定めるものです。本規約を確認の上同意し、ご利用をお願いいたします。

第1条（目的）

当店は、地域のビジネスコミュニティの創造と会員相互の協働等を目的として運営することとします。

第2条（会員および入会）

- 1 当店の会員希望者は、当社が指定する手続きに基づき、本規約を承諾の上、会員サービスの利用を申し込みものとします。
- 2 規約における会員とは、当社が承諾した者となります。当社の判断により利用申し込みに対し審査を行い、承諾しないことがあります。
- 3 月額会員とは、月額料金を支払い、本店を利用する会員のことをいいます。
- 4 会員は、会員として有する権利を第三者に貸与および譲渡することはできません。

第3条（会員サービス）

- 1 会員は、本規約および当社が別に定める規則等に従い、店内内の所定の会員サービスを利用することができます。
- 2 サービス内容は、変更することがあります。この場合、当社は事前に会員に告知するものとします。
- 3 当社が管理運営上必要と認めた場合は、本施設の全部又は一部の利用を制限することがあります。この場合、当社は事前に会員に通知するものとします。

第4条（利用料金）

会員は各サービス内容の対価として当社の定める当該施設利用料、月額料金、年会費、各種設備利用料等を当社の指定する方法にて支払うものとします。

第5条（契約期間）

月額会員について契約期間は1ヶ月単位とし、最長1年とします。契約中に第10条による利用規約違反での解除、又は、会員からの解約の意思表示があった場合、契約を解除するものとします。

第6条（郵便受付サービス）

- 1 郵便受付サービスは、当社所定の申し込みを行い、その申し込みについて当社が承諾したときに限り当サービスを利用することができます。
- 2 郵便受付サービスの利用にあたっては、本店での実地のある活動の必要があります。
- 3 第一項に基づき郵便受付サービスを利用した場合、利用者宛に送付された郵便物は郵便受付サービス利用者へ代わり当店が受領します。但し宅急便など受取が必要なものに関しては、当店の営業時間外の実地はできません。また、当店からの連絡は致しません。
- 4 郵便受付サービスは、以下に該当する郵便物については利用できません。
 - ① 現金書留、電信為替、金銭、有価証券、キャッシュカード、預金通帳その他金銭に関係するもの
 - ② 運転免許証、健康保険証その他身分証明書
 - ③ 生もの、冷蔵冷凍品等
 - ④ 支払を要する郵便物
 - ⑤ 内容証明郵便その他法的書類
 - ⑥ 裁判所からの特別送達およびこれに準ずる郵便物
 - ⑦ 郵便事業者、宅配事業者等以外の者により持参された郵便物
 - ⑧ 法律に抵触し又はその恐れのある郵便物
 - ⑨ その他当社が受領し又は保管が困難であると判断した郵便物
- 5 前項に基づき当店が受領した郵便物は受領の日から1か月に限り保管するものとし、1か月を超えた場合には当社の判断により処分するものとします。
- 6 当店が受領した郵便物に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負いません。
- 7 郵便受付サービスは月額会員でなければ利用することができず、郵便受付サービスのみの利用はできません。
- 8 申し込み時に記載いただいた内容に変更があった場合、速やかにご報告頂くものとします。

第7条（住所利用（登記）サービス）

- 1 住所利用（登記）サービスは、当社所定の申し込みを行い、その申し込みについて当社が承諾したときに限り当サービスを利用することができます。
- 2 住所利用（登記）サービスは第6条に定める郵便受付サービスと同時になければ利用することができず、住所利用（登記）サービスのみの利用はできません。
- 3 住所利用（登記）サービスの利用にあたっては、その事業の登記先として当店の実地のある活動の必要があります。
- 4 住所利用（登記）サービス利用中であっても、当社が当該施設での登記に不適当と判断した場合には事前告知なく契約解除できるものとします。
- 5 申し込み時に記載いただいた内容、および登記事項に変更があった場合、速やかにご報告頂くものとします。

第8条（貸付住所利用時の義務）

インターネット上で当社提供住所を利用する場合は、必ず「住所」は「画像」として掲載して頂くものとします。

第9条（禁止事項）

- 1 利用者は、当施設利用等に関連し、次の各号の行為を行わないものとします。
 - ① 周囲に対する迷惑・有害・暴力等を行う行為
 - ② 設備の破壊・破壊・盗難等を行う行為
 - ③ 風俗、アダルトに関する情報、未成年者や青少年に有害な情報、またはそれらに類すると判断される情報を発信する行為
 - ④ 反社会的、暴力的、強気のな情報の発信をする行為
 - ⑤ 当社または第三者の運用するコンピューター等に支障を与える行為、またはその恐れのある行為
 - ⑥ 暴力団等の反社会的勢力による不当な行為、犯罪によって得た利益の処分等隠蔽する目的で行うマネーロンダリング等、その他違法行為を補助、教唆、助長する行為
 - ⑦ 当店の運営を妨害する、またはその恐れのある行為
 - ⑧ その他、当社により不適切と判断される利用者の行為
- 2 前各号のいずれかに該当する違反より当社が被った損害にかかる賠償請求は妨げないものとします。

第10条（契約の解除）

1 会員が次の各号に該当する事情が生じた場合、当社は会員に事前通知することなく直ちに本契約を解除することができるものとします。

又、解除した場合は利用料金、預かり金等、一切返却致しません。

- ① 本規約に定める事項に違反した場合
- ② 提出された本人確認書類が真正なものではなかったと発覚した場合
- ③ 利用料金の支払いを1週間以上遅延した場合
- ④ 会社更生手続・破産申立・特別清算等その他これに準じる使用不安があった場合
- ⑤ 公序良俗に反する行為があった場合
- ⑥ 会員について刑事手続が開始されたとき
- ⑦ その他、当社が当施設の会員として不適切と判断したとき

2 解除によるサービスの停止で会員又はその他第三者が損害を被った場合でも当社は一切責任を負わないものとします。

第11条（解約・退会）

- 1 月額会員が利用期間中に本契約の解約を希望する場合、解約の日1か月前までに当社にお知らせ頂くものとします。
- 2 前項にかかわらず、解約の日分の利用料金を支払うことにより月額会員は即時に解約をすることができます。
- 3 郵便受付サービスを解約する場合、解約の日1か月前までに書面により申し出るのと同時に終了日の1週間前までに当店で利用者宛の郵便物が届かないよう必要手続きを完了して頂くものとします。
- 4 月額会員が利用期間中に本契約を解約・退会した場合、いかなる理由においても利用料金の返金はないことをご了承頂くものとします。

第12条（契約解除・解約後の利用者義務）

- 1 第10条ならびに第11条により契約解除もしくは解約した場合、サービスの提供は停止となり、ご利用することはできません。
- 2 当社からの貸出住所で法人登記された利用者は、早急に住所移転登記を完了し移転登記簿本を当社に提出しなければなりません。
- 3 解除後サービスの不正利用を行った場合又は当社貸出住所で登記をした法人が住所移転登記手続きを放置し継続して利用した場合は、不正利用の期間中又は住所移転登記が完了する迄、利用者債務不履行で契約時と同じ利用料金をお支払いいただくこととなります。
- 4 本契約を解除された場合、会員は速やかにWebサイト上、名刺、パンフレット等の資料より当社から提供された「住所」の記載を削除しなければなりません。

第13条（貸借権等の不存在）

当店の各サービスは、施設利用の権利であり、会員は、本契約の成立および各サービスの利用をもって、建物に対する貸借権その他利用権を有するものではないことを確認するものとします。

第14条（鍵付きロッカー）

- 1 鍵付きロッカーサービスは、当社所定の申し込みを行い、その申し込みについて当社が承諾したときに限り当サービスを利用することができます。
- 2 鍵付きロッカーサービスは月額会員でなければ利用することができず、鍵付きロッカーサービスのみの利用はできません。
- 3 鍵付きロッカーおよび鍵の第三者への転貸は禁止します。また、鍵の複製も禁止します。
- 4 次の各号に該当する物品の取納はお断り致します。
 - ① ロッカー内に入りきれない物
 - ② 可燃性の物（マッチ等）
 - ③ 腐敗する物
 - ④ 臭気を発する物
 - ⑤ 生き物
 - ⑥ その他、ロッカー保管物として適さない当社で判断した物
- 5 解約をお申し出いただいた、翌日より解約となります。また、月額会員契約を解約・退会された場合は同時に鍵付きロッカーサービスの利用も終了するものとします。
- 6 月単位でのお手続きとなります。途中でご利用されなくなった場合でも利用料金の返金は致しかねます。
- 7 利用の有無に関わらず、当社の定める契約の手続きが完了するまでは月額利用料をお支払い頂くものとします。
- 8 解約日を超えても荷物をお取りできない場合、解約日の翌日をもって処分いたします。
- 9 次の各号に該当する場合、当社にて保管・管理している鍵により、ロッカーを開き、ロッカー内の私物を確認・処分し、契約を取り消す場合があります。
 - ① 本規約に違反した場合
 - ② 利用料金を滞納した場合
 - ③ 利用に不適な当社で判断した場合
 - ④ 利用者の不注意により、ロッカー本体・他の利用者の保管物に損害を与えた場合、修理代金および弁償金をお支払頂くものとします。
 - ⑤ 万が一ロッカー内の保管物が損失・破損等をした場合でも、当社は一切賠償をしないものとします。

第15条（損害賠償）

当店利用者が、故意または過失によってコワーキングスペース内の施設・設備を破壊し盗難し汚損等した場合は、本利用者には直ちにその事実を当店に報告していただくとともにその損害を賠償して頂くものとします。

第16条（貴重品・機密情報）

当サービス利用時の貴重品管理や機密情報の管理等は利用者の責任において行うものとし、当社は明示的にも黙示的にも一切の保障を行いません。

第17条（免責）

当店は、以下の各号についてはその損害の賠償を免れます。

- ① 地震・風水害等の天災地災や暴徒等による原因とする災害、停電・事件・事故等の損害その他それらを原因とするガス・水道・電気・IT設備その他設備の故障、破壊により生じた損害
- ② 当店の維持保全のために行う保守点検、修理等を原因とする損害
- ③ 当店における私物の紛失
- ④ 会員間における個々の紛争
- ⑤ その他当店の責めに帰すことのできない事項

第18条（個人情報の利用）

- ① 当社は、本規約に基づいて締結した契約につき知り得た個人情報は、当店運営にのみ利用し保存します。
- ② 当店をご利用になる方のご登録情報について、建物管理者である池田町役場へ報告する義務を負っているため、ご登録情報を池田町役場へ提出致します。

第19条（管轄裁判所）

当社サービスのご利用に関して、当社と会員との間に係争が発生し訴訟により解決する必要が生じた場合、福井地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

第20条（規約の変更）

本規約は予告なく変更される場合があります。予めご了承下さい。